

ID: 135

担当部署: 生活環境課

処分の概要	可燃ごみ処理手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町廃棄物の処理及び再利用の促進等に関する条例 第28条第1項		
例 規 番 号	平成9年 条例第24号		
<p>【根拠条文】 (可燃ごみ処理手数料) 第二十八条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての処理手数料を徴収する。 2 前項に規定する手数料は、別表のとおりとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日